

## 物価高騰対策「西原村くらし応援商品券」事業実施要領

### 1 事業の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民に対し、村内で利用できる商品券を配布し、住民生活の支援及び地域における消費を喚起するため、西原村くらし応援商品券（以下、「商品券」という）の発行等の業務を行う。

### 2 事業内容

- (1) 事業主体 西原村（一部業務委託：西原村商工会）
- (2) 商品券
  - ・発行総額：35,500,000円（5,000円×7,100人）
  - ・商品券内容：5,000円分（500円券×10枚）
  - ・対象者：令和5年12月1日から令和6年3月31日（予定）の間に西原村の住民基本台帳に登録されている物。
- (3) 商品券利用有効期限  
令和6年2月1日（木）から令和6年5月31日（金）まで（約4カ月間）
- (4) 商品券の換金期間  
令和6年2月26日（月）から令和6年6月13日（木）の期間中、毎週月曜日と木曜日の2日間（ただし、システムの都合上、3月25日（月）・28日（木）は換金を実施しません。）  
※月曜が祝日の場合は翌火曜日。木曜が祝日の場合は、翌金曜日。
- (5) 利用可能店舗  
西原村内に事業所を置く店舗
- (6) その他  
換金は指定口座への振込にて行います。（手数料は事務局負担）  
初回換金受付時に口座情報をお知らせください。

### 3 事業の流れ

- (1) 利用可能店舗の募集
- ↓
- (2) 対象者へ商品券を送付（1人1冊）（企画商工課）
- ↓
- (3) 各店舗で利用
- ↓
- (4) 商品券の換金（商工会）